

十和田の噴火警戒レベルの運用開始について

令和4年3月24日14時から、十和田（青森県・秋田県）の噴火警戒レベルの運用を開始します。

十和田（青森県・秋田県）について、十和田火山防災協議会における協議の結果、令和4年3月24日14時から噴火警戒レベルを運用することとなりました。

噴火警戒レベルの運用開始時点で火山活動に特段の変化がない場合は、「噴火予報（噴火警戒レベル1、活火山であることに留意）」を発表します。

また、噴火警戒レベルの判定基準とその解説についてもあわせて公表します。

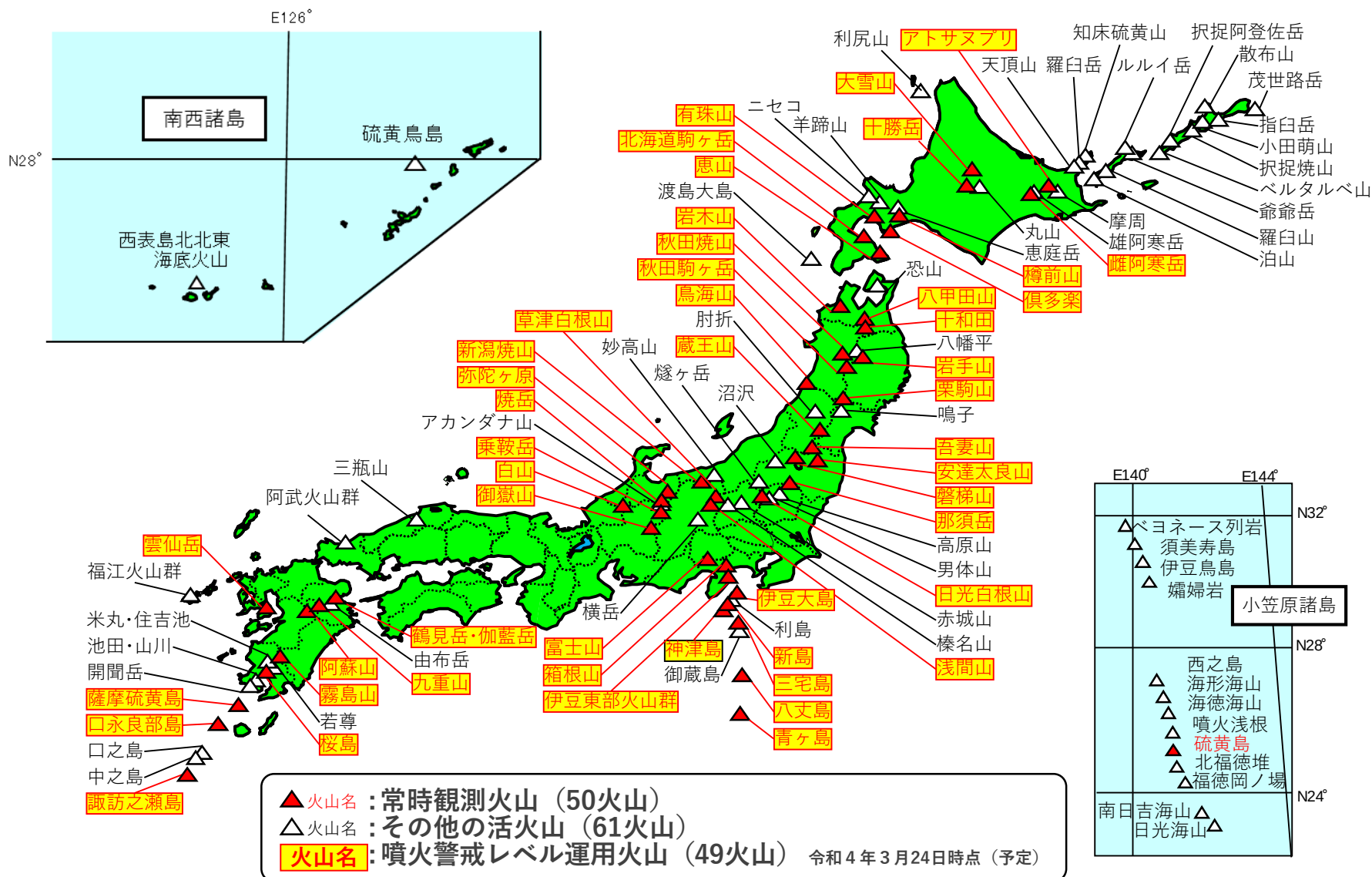
噴火警戒レベルは、火山活動の状況に応じて「警戒が必要な範囲」と防災機関や住民等の「とるべき防災対応」を5段階に区分して発表する指標で、噴火警報、噴火予報に付して発表します。

今回の十和田をもって、活動火山対策特別措置法に基づき、火山防災協議会が設置されている全国49の火山すべてにおいて、噴火警戒レベルの運用を開始することになります。

今後も、地元自治体等と噴火警戒レベルを活用した火山防災対策の検討を進めてまいります。

問合せ先：地震火山課 担当 火山防災官 樋渡
電話 022-256-1965

別紙

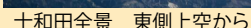


※1 草津白根山及び霧島山は、1火山で複数のレベルを運用しています。

※2 噴火警戒レベル運用火山は、常時観測火山のうち、火山防災協議会が設置されている全国49火山です。

— 火山災害から身を守るために —

- ※11月から4月は冬期閉鎖となる道路があるため、避難に時間を要することが想定されます。そのため、早めの行動が重要です。

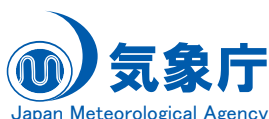


この図は、国土地理院「地理院地図」を使用して作成しています。

■この図は、十和田火山防災協議会資料として公表された火山災害想定影響範囲図（平成30年1月作成）に基づき作成しています。

※想定火口範囲内の居住地域の宇樺部地区（十和田市）と休屋地区（十和田市）、休平地区（小坂町）は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要となります。

■十和田の噴火警戒レベルは、十和田火山防災協議会において協議、作成されました。各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については、十和田市、小坂町、鹿角市にお問い合わせください。



本冊子は、植物油インクを使用しています。

問い合わせ先

仙台管区気象台	地域火山監視・警報センター	
TEL:022-297-8164	https://www.datajma.go.jp/sendai/	
青森地方気象台		盛岡
TEL:017-741-7411	https://www.datajma.go.jp/aomori/	TEL:
十和田火山防災協議会事務局：青森県		秋田
TEL:017-734-9181	https://www.pref.aomori.lg.jp/	TEL:

盛岡地方気象台
TEL: 019-622-7868 <https://www.data.jma.go.jp/morioka/>
秋田地方気象台
TEL: 018-823-8291 <https://www.data.jma.go.jp/akita/>



十和田の噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山者・入山者等への対応	想定される現象等
特別 警報	噴火警報（居住地域）又は噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	【5-3】 ●火砕流・火砕サージが火口から概ね30kmの範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫。積雪期には融雪型火山泥流が海岸部までの河川流域の居住地域に到達、あるいは切迫。 過去事例 約6200年前の噴火（中楸軽石噴火） 915年のクライマックスの噴火（毛馬内火砕流） 【5-2】 ●火砕流・火砕サージが火口から概ね20km（最大23km）の範囲の居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 過去事例 915年の一回あたりの噴火（中規模噴火） 【5-1】 ●大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に被害を及ぼす噴火が発生あるいは切迫。 過去事例 なし
			4 (高齢者等避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される（可能性が高まっている）。	警戒が必要な居住地域での高齢者等の要配慮者の避難及び住民の避難の準備等が必要。 想定火口範囲内の居住地域での避難等が必要。	【4-2】 ●火砕流・火砕サージ、融雪型火山泥流が火口から概ね4kmの範囲を超えた居住地域に到達する噴火の可能性。 過去事例 なし 【4-1】 ●大きな噴石が火口から4km程度まで飛散するなど居住地域に影響を及ぼす噴火の可能性。 過去事例 なし
			レベル2及び3は火山活動が高まっていく段階では使用しません			
警報	噴火警報（火口周辺）又は火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	危険な地域への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。	【レベル2、3の発表について】 ●火山活動が高まっていく段階では使用せず、火山活動が沈静化し、レベル4、5から下げる段階で、火山活動の状況に応じて発表する場合がある。
		火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす（この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ）噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	火口周辺への立入規制等。 住民は今後の火山活動の推移に注意。	
予報	噴火予報	火口内等	1 (活火山であることに留意)	火山活動に高まりがみられる。今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある。	状況に応じて、想定火口範囲内の居住地域での高齢者等の要配慮者の避難等が必要。	●浅部を震源とする火山性地震の増加、火山性微動の発生、浅部の膨張を示す地殻変動等。 過去事例 なし
				火山活動は静穏。	住民は通常の生活。	●火山活動は静穏。

※火山活動に高まりがみられ、今後の活動の推移によってはレベルを引き上げる可能性がある、または判断に迷う場合には火山の状況に関する解説情報（臨時）を発表する。
 ※想定火口範囲内の居住地域は、他の居住地域より早期に避難等の対応が必要。
 ※火口とは、火山ハザードマップの想定する噴火場所のことをいう。
 ※融雪型火山泥流は積雪期のみ想定される。

■各レベルにおける具体的な規制範囲等については各市町の地域防災計画等で定められています。
 ■最新の噴火警戒レベルは気象庁HPでもご覧になれます。

<https://www.jma.go.jp/jma/index.html>